

# 経 済 産 業 省

輸出注意事項 24 第 43 号  
平成 24・06・27 貿局第 6 号

直線軸位置決め精度の申告値についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成 24 年 7 月 19 日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

直線軸位置決め精度の申告値についての一部を改正する通達

直線軸位置決め精度の申告値について（平成 21 年 11 月 20 日付け貿局第 3 号）の一部を、別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

直線軸位置決め精度の申告値についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○直線軸位置決め精度の申告値について（平成21年11月20日付け貿局第3号）

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. “型式”の解釈</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 直線軸の位置決め精度を向上させる機能（フィードバック装置、バックラッシュ補正又はピッチ誤差補正など。以下、「補正機能」という。）については、同一型式の工作機械として輸出する時点で付加する可能性のある補正機能はすべて付加した状態で測定した結果に基づいて申告値を提出しなければならない。ただし、当該補正機能の全部又は一部を付加しない状態で貨物等省令第1条第十四号イ（一）、ロ（一）若しくはハ（一）又は第5条第二号イ（一）、<u>ロ（一）、ロ（三）若しくはハ（一）</u>のいずれかに規定する位置決め精度の値（以下「規制レベルの値」という。）に達する場合は、当該補正機能の全部又は一部を付加しない状態での位置決め精度の値を申告値として提出することができる。</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. ISO230/2(1998)の申告値とISO230/2(2006)の申告値 両規格の申告値は同一サンプルを測定することによって決定し、同時に安全保障貿易審査課に提出するものとする。 なお、ISO230/2(1998)の申告値が輸出令別表第1の2の項に該当する場合には、<u>ISO230/2(2006)の申告値の提出は不要とする。</u></p> <p>5. 申告値の提出に必要な書類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出書類</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>(ニ) 申告値の根拠となるISO230/2(1998)及びISO230/2(2006)による位置決め精度Aの測定値（<u>位置決め精度の数値は、ISO230/2(2006)に定義される測定の不確かさを考慮に</u></p>	<p>(略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. “型式”の解釈</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 直線軸の位置決め精度を向上させる機能（フィードバック装置、バックラッシュ補正又はピッチ誤差補正など。以下、「補正機能」という。）については、同一型式の工作機械として輸出する時点で付加する可能性のある補正機能はすべて付加した状態で測定した結果に基づいて申告値を提出しなければならない。ただし、当該補正機能の全部又は一部を付加しない状態で貨物等省令第1条第十四号イ（一）、ロ（一）若しくはハ（一）又は第5条第二号イ（二）、<u>ロ（一）2、ロ（三）若しくはハ（一）</u>のいずれかに規定する位置決め精度の値（以下「規制レベルの値」という。）に達する場合は、当該補正機能の全部又は一部を付加しない状態での位置決め精度の値を申告値として提出することができる。</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. ISO230/2(1998)の申告値とISO230/2(1997)の申告値 両規格の申告値は同一サンプルを測定することによって決定し、同時に安全保障貿易審査課に提出するものとする。 なお、ISO230/2(1998)の申告値が輸出令別表第1の2の項に該当する場合には、<u>ISO230/2(1997)の申告値の提出は不要とする。</u></p> <p>5. 申告値の提出に必要な書類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出書類</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>(ニ) 申告値の根拠となるISO230/2(1998)及びISO230/2(1997)による位置決め精度Aの測定値（5台全部の全軸数の計算表及び図表）の写し・・・1式</p>

入れない。) (5台全部の全軸数の計算表及び図表) の写し  
・・・1式

ただし、ISO230/2(1998)の申告値が輸出令別表第1の2の項に該当する場合には、ISO230/2(2006)の精度Aの測定値(5台全部の全軸数の計算表及び図表)の提出は不要とする。

なお、当分の間、ISO230/2(2006)による位置決め精度Aの測定値に代えて、ISO230/2(1997)による位置決め精度Aの測定値も認めることとする。

(ホ)～(ト) (略)

6. (略)

7. 申告値の有効期間

(1) (略)

(2) 国際規格ISO230/2(2006)による測定値から求めた位置決め精度の申告値が、貨物等省令第5条第二号イ(一)、ロ(一)若しくは(三)又はハ(一)に規定する位置決め精度の値に達する場合は、当該申告値の有効期間を設けないこととする。ただし、規制レベルの値が変更となった場合はこの限りでない。

(3)～(5) (略)

(6) ISO230/2(1997)による測定値から求めた位置決め精度の申告値については、その有効期間中は有効とする。

8. ～12. (略)

(別紙1)～(別紙3) (略)

「直線軸位置決め精度」申告値一覧表(別紙2)の記載要領

(1) 国際規格ISO230/2(1998)又は国際規格ISO230/2(2006)のいずれかによる測定値から求めた位置決め精度の申告値が、補正機能の全部又は一部を付加しない状態で規制レベルの値に達する場合は、当該補正機能の記入を省略することができる。

ただし、ISO230/2(1998)の申告値が輸出令別表第1の2の項に該当する場合には、ISO230/2(1997)の精度Aの測定値(5台全部の全軸数の計算表及び図表)の提出は不要とする。

(ホ)～(ト) (略)

6. (略)

7. 申告値の有効期間

(1) (略)

(2) 国際規格ISO230/2(1997)による測定値から求めた位置決め精度の申告値が、貨物等省令第5条第二号イ(二)、ロ(一)2若しくは(三)又はハ(一)に規定する位置決め精度の値に達する場合は、当該申告値の有効期間を設けないこととする。ただし、規制レベルの値が変更となった場合はこの限りでない。

(3)～(5) (略)

(新設)

8. ～12. (略)

(別紙1)～(別紙3) (略)

「直線軸位置決め精度」申告値一覧表(別紙2)の記載要領

(1) 国際規格ISO230/2(1998)又は国際規格ISO230/2(1997)のいずれかによる測定値から求めた位置決め精度の申告値が、補正機能の全部又は一部を付加しない状態で規制レベルの値に達する場合は、当該補正機能の記入を省略することができる。